

宮崎県立芸術劇場内カフェ設置・運営業務基本協定書

宮崎県（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）とは、宮崎県立芸術劇場内のカフェの設置及び運営業務（以下「本業務」という。）の実施について、次のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が、宮崎県立芸術劇場（以下「劇場」という。）内において本業務の選定事業者として乙を決定したことを確認し、本業務の実施等に関する基本的な事項について合意することによって、劇場内のカフェ区画に係る定期建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）の締結及び当該契約締結後の本業務の円滑な遂行に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）提案書 本業務の実施に係る公募型プロポーザルにおいて、乙が甲に提出した企画提案書をいう。
- （2）仕様書 本業務の事業実施者の公募に際して甲が公表した本業務に係る仕様書をいう。

（本業務の内容）

第3条 乙は、本業務として、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）カフェを設置すること。
- （2）カフェを運営すること。
- 2 乙は、宮崎県立芸術劇場内カフェ設置・運営事業者公募実施要領、宮崎県立芸術劇場内カフェ設置・運営に関する仕様書等（以下これらを「公募実施要領等」という。）において甲が提示した本業務に係るカフェの設置及び運営に関する条件及び提案書を充足するように本業務を実施しなければならない。
- 3 甲及び乙は、甲の劇場の適切な管理及び乙の本業務の円滑な遂行に資するため、相互に協力するものとする。
- 4 公募実施要領等において甲が提示した本業務に係るカフェの設置及び運営に関する条件又は提案書の内容については、これらの条件又は内容により本業務を実施することができない合理的な理由があるときは、甲乙協議の上、変更することができる。

（当事者の義務）

第4条 甲及び乙は、本契約の締結に向けて、互いに誠実に対応するものとする。

- 2 本契約の締結前であっても、公募実施要領等及び提案書に基づき、乙の費用と責任において、前条第1項第2号に掲げる業務の開始に係るスケジュールを遵守するために必要な準備行為（本業務の実施に必要な各種申請、許認可の取得及びこれらの確実な実施のために必要な甲との協議を含む。以下「準備行為」という。）を行うものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で、これに協力するものとする。
- 3 本契約の締結のための協議において、乙は、本業務に係る甲の要望事項を尊重するものとする。

（本契約の締結）

第5条 甲及び乙は、公募実施要領等に基づき、本契約を締結する。

2 甲及び乙は、本契約が、次に掲げる条件を満たすものであることを確認する。

(1) 貸付期間は、令和7年4月1日から5年間であること。

(2) 年額貸付料は、円（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）含む。）であること。ただし、本契約の締結の日（以下「本契約締結日」という。）における消費税等の税率が、この協定の締結の日に適用される税率と異なるときは、本契約締結日に適用される税率により計算した額により貸し付けるものとする。なお、本契約締結日後に、消費税等の税率が改正されたときは、貸付料を変更するものとする。

(3) 貸付面積を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上、変更されることがあること。

(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4及び公有財産取扱規則（昭和39年宮崎県規則第20号）第3章第3節の規定の適用を受けること。

（協定の解除）

第6条 乙は、第3条第1項第1号から第3号までに規定する業務その他この協定に定める義務を誠実に履行しなければならない。

2 甲は、乙の準備行為が実施要領等及び提案書に従っていないと認めるときその他この協定に定める乙の義務が適正に履行されていないと認めるときは、乙に対し、相当の期間を定めて、その是正を求めることができる。

3 前項の場合において、乙が同項の期間内には是正を行わないとき又は甲が乙の是正が不十分であると認めるときは、甲は、この協定を解除することができる。

4 甲は、乙がこの協定の締結の日から本契約を締結するまでの期間（以下「準備期間」という。）に準備行為を完了しないとき又はその見込みがないと認めるときは、この協定を解除することができる。ただし、準備行為を完了しないこと又はその見込みがないことにつき乙の責めに帰すべき事由がないと認められるときは、この限りでない。

（本契約の不締結）

第7条 甲及び乙が本契約を締結するまでの間に、乙が、本業務のプロポーザル参加資格を欠くに至ったときは、甲は、本契約を締結しない。次の各号のいずれかに該当した場合も、同様とする。

(1) 強制執行、破産、清算開始その他これらに類似する破産手続開始の申立てがあったとき。

(2) 手形交換所から取引停止処分を受けたとき。

(3) 公租公課の滞納処分を受けたとき。

(4) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。

(5) 役員等（乙の役員若しくは支社、支店若しくは営業所の代表者又は乙が行う本業務に係る建設工事の請負契約若しくは業務委託契約の相手方の事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

(6) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(7) 役員等又は乙の使用人が暴力団又は暴力団員等に対して、資金的援助又は便宜供与を

- したと認められるとき。
- (8) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
 - (9) 暴力団員等であることを知りながら、その者を雇用し又は使用しているとき。
 - (10) 役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (11) 本業務の遂行に係る下請契約又は当該契約における資材、原材料の購入契約その他の契約（以下これらを「下請契約等」という。）の締結に当たり、当該下請契約等の相手方が第5号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、これを締結したと認められるとき。
 - (12) 乙が、第5号から第10号までのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方とすることを予定していた場合において、甲が乙に対して、契約の相手方の変更を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

（本契約の不締結の場合の処理）

第8条 甲及び乙が本契約を締結しない場合には、当該事象が生じることにつき理由を付して相手方に直ちに通知するものとする。この場合において、契約の締結に至らなかったことについて責に帰すべき者は、契約の締結に至らなかったために現実に支出した額を限度として、相手方に発生した損害を賠償する。

- 2 天災その他甲乙いずれの責めにも帰することができない事由により本契約の締結に至らなかった場合は、甲乙協議の上、甲及び乙が本業務の準備のために支出した費用の負担を定めるものとする。

第9条 本契約の締結に至らなかった場合には、乙は、甲に対し、公表済みの書類を除き、本業務に関して甲から貸与を受けた書類及び当該書類を複製したもの（第3項において「貸与資料等」という。）を全て返却しなければならない。

- 2 前項の場合において、乙が、本業務に関して甲から貸与を受けた書類に基づき資料、文書、図書、電子的記録及びこれらの複製物（次項において「作成資料等」という。）を作成した場合には、乙は、これらの資料等を全て復元できないような状態にした上で、破棄しなければならない。

- 3 乙は、前2項の規定により返却又は破棄をしたときは、返却した貸与資料等又は破棄した作成資料等の一覧表を、甲に提出しなければならない。

（損害賠償）

第10条 乙がその責めに帰すべき事由により、この協定の実施について甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他乙の責めに帰することができない事由により生じた損害については、この限りでない。

- 2 第三者に損害を与えた場合において、甲乙双方に過失が認められるときは、甲乙共同してその損害を賠償するものとし、その賠償に要する費用の負担割合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

- 3 この協定の実施に当たって乙が甲に損害を与えた場合における乙の損害賠償の範囲は、甲において通常生じる損害とし、逸失利益の賠償等は行わないものとする。ただし、乙の過失に起因して損害が発生したことが明らかな場合は、この限りでない。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日からこの協定に基づく甲乙間の一切の債権債務関係が消滅する日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第6条第3項又は第4項の規定によりこの協定が解除される場合を除き、本契約が締結に至らないことが明らかになったと認められる場合には、甲が乙に対し、本契約の締結不調を通知した日をもって、この協定は終了するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、この協定の有効期間経過後においても、第13条及び第14条の規定は、なお効力を有するものとし、甲及び乙を法的に拘束するものとする。

(権利の譲渡等禁止)

第12条 甲及び乙は、相手方の承諾なくこの協定から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

(秘密保持)

第13条 甲及び乙は、この協定の履行に関して相手方から提供を受けた情報につき、この協定の履行の目的以外の目的のために利用してはならない。

2 甲及び乙は、この協定の履行に関し相手方から提供を受けた情報につき、当該相手方の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示しないことを確認する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) この協定締結前に、自ら保有していた場合

(2) 公知であった場合

(3) この協定締結後、自らの責めによらないで公知になった場合

(4) この協定締結後、正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなく取得した場合

(5) 裁判所から開示を命じられた場合

(6) 甲が議会に開示する場合

(7) 甲又は乙が、それぞれの弁護士等のアドバイザーに守秘義務を課して開示する場合

(8) 甲が宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）に基づき開示する場合

(9) 前各号に掲げる場合のほか、甲又は乙が法令に基づき開示する場合

(著作権)

第14条 乙は、本業務の実施に当たって、第三者の著作権を侵害してはならない。

2 本業務の実施に当たって甲又は乙が自ら作成した書類等のうち、著作権の対象となるものについては、当該著作権は作成者に帰属する。

3 甲は、本業務の実施の目的のために利用する場合に限り、前項の規定により乙の著作権の対象となる書類等（提案書等を含む。）を無償で利用することができる。ただし、甲が第三者に当該書類等を利用させ又は公開する場合は、あらかじめ乙の承諾を得なければならない。

(連絡責任者)

第15条 甲及び乙は、この協定を履行する上で必要な報告、指示等を行う責任者を定め、相互に通知するものとする。

(法令の遵守)

第16条 甲及び乙は、この協定に基づく業務を遂行するに当たっては、関連する法令を遵守するものとする。

(費用の負担)

第17条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(裁判管轄等)

第18条 甲乙間においてこの協定に関する紛争が生じた場合における民事訴訟法（平成8年法律第109号）又は民事調停法（昭和26年法律第222号）による訴えの提起又は調停の申し立ては、宮崎地方裁判所又は宮崎簡易裁判所の管轄に属するものとする。

(協議等)

第19条 前各条に定めるもののほか、この協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合又はこの協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 宮 崎 県
宮崎県知事

乙 所 在 地
会 社 名
代表者氏名